

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	信州の木活用課 県産材利用推進室	整理番号	1-3
許認可等の種類	木材の生産又は流通の合理化を図るための計画変更の認定			
根拠法令条例等・条項	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第4条第1項、第2項			
許認可等の概要	認定を受けた合理化計画の変更計画が適当である旨の認定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	合理化計画の認定に係る基準を準用			
基準の制定根拠	長野県木材産業等高度化推進資金制度運営規程 第2条 (平成6年4月1日付け6林業第 54号林務部長通知) 長野県木材産業等高度化推進資金制度実施要領 第2 6及び7 (平成6年4月1日付け6林業第 54号林務部長通知)			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1か月			
期間の制定根拠	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について 第4 2 平成24年3月23日付け23林政経第363号農林水産事務次官通知			